

墨田区外部評価委員会（環境担当所管事業）議事録

会議の名称：墨田区外部評価委員会（環境担当所管事業）

開催日時：平成22年8月9日（月） 午後6時30分～9時00分

開催場所：墨田区役所17階 墨田区議会第2委員会室

出席者数：

委員12人（岸本哲也、大串正樹、佐々木陽一、前田泰宏、金谷直政、木全賢、高原純子、
松本正毅、石出明久、大垣昌之、清水正孝、豊田直子）

区側出席者9人（田中進（副区長）、坂本康治（企画経営室長）、中山誠（企画・行政改革担当課長）、
岩瀬均（政策担当課長）、高野祐次（財政担当課長）、岸川紀子（広報広聴担当課長）、
井上俊策（環境担当部長）、佐藤英治（リサイクル清掃課長）、笠原正美（すみだ清掃事務所
長）、山崎寛司（環境保全課長））

会議の公開：公開

傍聴者数：なし

議題：

- 1 開会
- 2 外部評価委員会出席者紹介
- 3 議題
- 4 その他（次回委員会開催等）
- 5 閉会

会議概要：

1. 議事

- ・区側（環境担当）が、資料に基づき評価対象事業（6事業）についてそれぞれ説明した後、質疑及び委員会討議を行った。
- ・次回の委員会については、8月30日（月）午後6時30分から開催することとした。

中山企画・行政改革担当課長 こんばんは。お暑いところ、雨も降ってきましたが、お忙しい中ご出席ありがとうございます。第3回外部評価委員会を開催させていただきます。今回、外部評価の対象3部局のうち、環境担当の事務事業について議論に入って頂きます。それでは岸本会長、議事をよろしくお願います。

岸本会長 こんばんは。忙しいところご出席ありがとうございます。事務局の皆さんも、短期間でのご準備、作業ありがとうございます。今回も、時間は前回同様21時までの予定です。今回は環境担当の部局の部課長に来て頂いています。自己紹介をお願いします。

(井上 環境担当部長、佐藤 リサイクル清掃課長、笠原 すみだ清掃事務所長、山崎 環境保全課長、自己紹介)

岸本会長 ありがとうございます、よろしく申し上げます。それでは外部評価に移ります。本日6つの事業を取り上げますが、議事次第の1、2、4、5は墨田区側選定、3、6の2つは委員の方々のご要望・ご質問に従って選定したものです。「雨水利用推進事業」、「粗大ごみ収集・運搬」の追加2つ分は事務局と私で調整しました。選定理由をごく簡単にご説明します。1つ目の理由は、2事業とも複数の委員の方から要求があったこと。また、その中で墨田区は、「水と緑に親しむ」というテーマをあげているのに水に関する事業が少ないという指摘もあったので入れました。また、粗大ごみ収集・運搬については、区民の日常生活に密接であり、また金額もかなり大きいという2つの理由があります。

早速、外部評価に入りますが、あらためてのお願いがあります。対象が6事業の割に時間が短いので1事業あたり20分を上限とさせていただきます。また、発言をして頂く方は、挙手して頂き、私から発言をお願いする形とさせていただきます。また、より多くの委員の方に発言頂き、時間を確保するため、できるだけ発言を簡潔にお願いします。

それでは、まず1番目の公共建築物・民間建築物の屋上緑化推進事業について、担当からご説明をお願いします

山崎環境保全課長 「公共建築物・民間建築物の屋上緑化推進事業」についてご説明します。屋上緑化推進の経緯ですが、墨田区の緑は、関東大震災、戦災で被害を受け、都市化の進行で大規模に失われました。そのため、昭和47年に緑化宣言を行い、翌年は宣言の実現のために「墨田区の緑化の推進に関する要綱」を定めました。その後、地上部の緑化に加え、建物の屋上を緑化することにより、建物の冷房負荷の低減や都市のヒートアイランド現象の緩和に効果があることから、平成13年度に庁舎4階とリバーサイドホール屋上に「屋上緑化見本コーナー」、800平米に及ぶものを設置し、区民に対するPRを開始しました。さらに、平成15年には同要綱を改正し、屋上緑化に対する助成の規定を加えるとともに、新たに「墨田区屋上等・壁面緑化整備補助金交付要綱」を策定し、民間建築物に対する助成事業を開始しました。また、平成7年からは「墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱」、平成20年度からは「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例」に基づく指導を開始しました。

次に、制度概要について、まず(1)公共施設です。学校など公共施設で新築・改築を行う場合は「東京における自然の確保と回復に関する条例」により屋上緑化が義務付けられており、墨田区では小学校、保育園など、毎年1か所ずつ実施しております。その成果について、既存施設に設置した屋上緑化は資料の表のとおりです。

次に(2)民間建築物、これについては「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例」及び「墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱」で、屋上緑化の指導を行っています。具体的な、年度毎の指導件数、屋上緑化面積はお手元の資料の表のとおりです。

次のページ、②助成制度に基づく屋上緑化です。「墨田区屋上等・壁面緑化整備補助金交付要綱」に基づきまして、新たに屋上緑化を行う建築物の所有者に対し、1㎡あたり1万円、もしくは工事費の半額で、少ない額(限度額40万円)を助成しております。平成16年度から実施しており、成果は、件数、

面積は表のとおりとなっております。

なお、資料3枚目、事務事業評価シート真ん中の(1)「実績をあらわす指標と実績値」において、平成21年度は面積161㎡、件数4件となっておりますが、それぞれ124㎡、5件が正しい数字ですので訂正させていただきます。

お手元の資料に戻ります。3「予算等の概要」については資料のとおり、年度毎にかなり変動がありますが、民間建築物を助成する予算は対象施設の面積に応じて変動するためです。成果としては、昨年度の「墨田区緑と生物の現況調査」で、屋上に緑地を有する建物は2,448箇所ありました。その総面積は4.9haで、1箇所あたりの平均面積は20.2㎡です。屋上緑化面積の規模別では、全体の約9割が50㎡未満で、100㎡以上は57箇所、300㎡以上の大規模な屋上緑化は9箇所です。

5「今後の取り組み」として、昨年行った「墨田区緑と生物の現況調査」でも、屋上緑地を有する建物数は全体の8割以上が住宅系です。業務系についても条例や要綱に基づき指導しているところはありませんが、これ以外についてもあわせて今後とも進めていきます。緑の基本計画の改定にあわせた検討として、今年度が中間目標である「墨田区緑の基本計画」の改定にあわせ、屋上緑化の取り組みについて検討を進めていきます。また、集合住宅条例・開発指導要綱による指導の強化として、集合住宅条例や開発指導要綱の基準を上回るように指導を強化していきます。また、屋上緑化に関するPRも拡大し、屋上緑化見本コーナーやホームページを効果的に活用し、造園業者等の協力を得ながら講習会を開催して屋上緑化のPRに努めて参ります。以上でございます。

岸本会長 ありがとうございます。それでは今のご説明も参考にして屋上緑化の事務事業について委員の方々のご議論をお願いします。

金谷委員 壁面緑化は墨田区では昨年から対象にしていますが、対象の植物の種類が限られていて、例えばゴーヤ等はありません。しかし、葛飾区では助成対象です。ゴーヤは育てやすいので学校でも授業の一環でやっています。そのように育てやすい植物も対象にしたらどうでしょうか。

山崎環境保全課長 墨田区の壁面緑化は補強金具を壁面に取り付け、そこに植物をとという仕組みです。また、基本的に常緑のもので緑化して頂きたいと考えていますが、ゴーヤはネット等を使えばご家庭でもでき、また冬場は外してしまいます。ただ、助成対象というわけではありませんが、苗の配布といったサービスは実施しています。

金谷委員 常緑の推進やヒートアイランド対策が目的なら、常緑かどうかは問題ではなく、ゴーヤだから効果がないということはありません。墨田区の緑地率は昔から23区内でも低い方です。ですから、もう少し参加しやすい方法が必要だと思います。あと「金具をつける」というのは「一部メーカーを使った助成に限っている」という印象を与えてしまいます。区民の緑地を増やすのであれば、必ずしも特定のメーカーのものでなく、一般的なものを助成してあげればよいのではないのでしょうか。

山崎環境保全課長 現状では補強金具が前提ですが、状況を見据えながら少し様子を見ていきたいです。また、「特定のメーカーが作ったもの」というご指摘ですが、見本コーナーとして、屋上緑化をしたくな

るような展示です。こうすればいろいろな形の屋上緑化ができ、好きなものを選んで頂けるというもので、むしろ業者さんに競って頂いて屋上緑化を作った経緯がございます。

豊田委員 見本コーナーという話が出ましたが、実際に区の助成を受けて屋上緑化した企業をPRするのも啓発になるのではないのでしょうか。

山崎環境保全課長 ご指摘のとおりです。屋上緑化は下からは見られないので、その後どれだけ維持され、きれいなものかしっかりPRしていきたいと思います。

石出委員 事業評価シートの中身を確認させて下さい。「実績をあらわす指標と実績値」のところでは緑化面積が増えているのに対し、下の「視点別の評価」の「事業の有効性」では「横ばい」となっています。これは「横ばい」でなく「増えている」という理解でよいのでしょうか。

山崎環境保全課長 対象施設に対して予算を執行して、年に1件ずつやっています。ただし、累計すると面積が増えているということです。

石出委員 この外部評価では事業評価シートをベースにして評価します。従って、この事業評価シートから判断することになりますが、「増えている」ということではないのでしょうか。

山崎環境保全課長 確かに面積は増えています。しかし、評価については緑化面積だけでなく補助の制度（件数）がどうなっているか、ご覧のとおり多い年度も少ない年度もありますので、必ずしも右肩上がりではないという認識です。

石出委員 そのあたりがわかりにくいです。何が横ばいで何が増えているのか明確に表現すべきだと思います。

前田委員 事業の目標は「緑被率を平成27年までに13%にすること」と思いますが、実績のところではその目標に対して現状どうなのかがないとわかりません。現在の進捗状況が目標の13%に対し、到達していなければ補助金を増やすとか、到達していれば減らすとか、そういう検討はしていないのですか。

山崎環境保全課長 目標は細かく言うと13.8%です。緑は、地上、屋上などいろいろな形があり、その中のひとつとして屋上緑化制度を作っています。現在の屋上緑化の面積は4.9haで、全体のわずかに過ぎません。また15年にスタートしたばかりで、いろいろ助成しながら増やしていきたいと思えます。道路・建物が墨田区の面積の8割を占めています。道路は道路公園課の担当で緑化に取り組んでいます。建物については我々が助成することを継続していきたいと考えています。

井上環境担当部長 緑被率を指標にしたらどうかというご指摘ですが、緑被率の調査は毎年行うことが

できず、直近の調査は21年度に行ったもので、それ以前ということだと平成12年度に遡ってしまいます。したがって、指標として毎年度緑被率を示すことができません。

前田委員 わかりました。そうであれば目標として緑被率13.8%があり、屋上緑化はこの面積まで持っていくという数字、目標に対する実績をみていかないとあまり意味がないのではないのでしょうか。

山崎環境保全課長 ご指摘のとおりです。墨田区の屋上緑化は区の面積全体の0.4%、緑地面積の3.4%に過ぎず、どこまで伸ばすことが可能か我々も議論しています。目標の37年度には、15年後ですが、緑被率を13.8%と予定しています。開発に伴いかなり大きな屋上緑化が可能と考えています。その他、公共施設の屋上緑化、民間建築物の緑化を合わせて、墨田区全体の緑地面積の5%分、9.5haを屋上緑化で占める目標を設定し、今後約4.6haの屋上を緑化していきたいと考えております。

前田委員 取り組んでいることはわかりました。ただ、書き方として、屋上緑化の目標があつて、毎年こうやっているという書き方でないとおかしいと思うので、翌年度以降ご検討下さい。

佐々木委員 屋上緑化制度の概要を見ると大きく公共施設と民間建築物にわかれています。目標設定にあたって、公共でどれだけ数字を上げるのか、民間でどれだけがんばってもらうのかという目標設定も可能では。

山崎環境保全課長 可能かもしれません。ただ、15年後の墨田区の公共施設の建築・改築や民間の開発状況が明確に把握できないところがあり、数値として出すのは難しいのかなと感じています。

佐々木委員 民間の開発動向がわかりにくいのは理解できます。改正省エネ法改正により、公共施設は延床面積300㎡以上ではエネルギーの収支報告が義務付けられており、エネルギー低減化という意味で緑化は重要です。事業評価シートに書く数字ではないと思いますが、例えばアウトカムに乗せることは施策評価として時代のニーズに合うと思うのでご検討下さい。

山崎環境保全課長 わかりました。区の全体の基本計画の中で検討して行きたいと思います。

金谷委員 5「今後の取組み」の(3)「屋上緑化に関するPRの拡大」のところで、「・・・造園業者等の協力を得ながら講習会を開催して屋上緑化のPRに努める」とあるが、屋上緑化の場合、改修における耐震性の絡みもあるので造園業者だけでなく建築士等との連携も必要です。また、壁面緑化は、屋上緑化に比べて耐震性への影響が少ないので、積極的に推進していくべきだと思います。

山崎環境保全課長 現在も屋上緑化にあたり、建築士の方に耐震性等をチェック頂いています。ご指摘のとおり、防水等も重要ですから、建築士組合や工務店との連携を取って行きたいと思います。啓発を進め、重くなるとか防水に影響を与えとかいう印象を少しでも減らしていきたいと考えております。

岸本会長 最後に1つだけ。補助金を出した事業について、その後の維持状況の追跡調査はしているのでしょうか。

山崎環境保全課長 現時点ではしておりません。先ほどお話のあった、過去の事業をPRするという意味でも、今後調査してよいところがあればご承諾を頂いた上でPRしていきたいと思います。

岸本会長 申し訳ありませんが、時間です。言い残したことがあれば事後的に区までお知らせ下さい。それでは2番目の「地球温暖化対策助成事業」について、簡単にご説明をお願いします。

山崎環境保全課長 「地球温暖化防止設備導入助成事業の概要について」をご覧ください。制度は平成20年3月、墨田区地球温暖化対策地域推進計画の策定で開始しました。計画では27年度までに基準年度、これは平成2年ですが、これに対して温室効果ガス排出量の8%削減を目標とし、そのために区民・事業者・滞在者・区取るべき行動を示し、さらにその行動を支援する区の施策について掲げております。特に力を入れるべき施策として、10施策のCO₂削減重点プロジェクトを掲げ、そのひとつとして地球温暖化防止設備の導入支援を定めております。

また、この支援策として、20年7月から要綱に基づき、地球温暖化防止設備導入助成事業を開始しました。また21年3月から国が太陽光発電、4月から東京都が太陽光発電及び太陽熱温水器の補助を開始しております。

次に制度の概要ですが、申請者は建物の所有者、個人、マンション管理組合、中小企業者等となります。助成対象は太陽光発電システム、太陽熱温水器、塗熱塗装、断熱リフォーム、高効率給湯器でございます。また、対象別の助成金額は資料別紙のとおりとなっております。予算等の概算は、資料のとおり、例えば平成21年度は当初予算2千万円、補正8百万、予備費2百万の計3千万円となっております。

4の「成果及び今後の取り組み」ですが、計画では、主として太陽光発電システムの導入について区内10,000kw、3,000世帯を目安として、うち意識調査から12%程度の方が、何らかの助成があれば導入しようという意向がある者を助成対象と推計して1,200kw、360世帯を導入目標としております。太陽光発電の助成実績をみると年平均40世帯ほどで、大体導入目標の45世帯に近い実績を残してきました。今後も導入目標の達成に向けて、本事業の充実、強化を図っていききたいと考えております。

岸本会長 ありがとうございます。この件について、委員の方々如何でしょうか。

木全委員 緑化事業と目的は一緒だと思います。緑化はヒートアイランド対策で、太陽光は自然環境保護です。しかし、補助は、緑化40万円に対し、太陽光は区50万円、都100万円と、緑より太陽光の方に補助金が多いですから、墨田区としては緑より太陽光を推進していると理解してよいでしょうか。

山崎環境保全課長 助成制度の開始時期が異なります。緑化は緑被率の向上をベースに出発しているのに対し、本制度は平成20年の温暖化防止に基づき、CO₂削減を目的に再生可能エネルギーを導入していくものです。太陽光パネルは3kw以上設置しないと十分な効果が得られませんので、kwあたり1

0万は高いように感じられますが、もっと多くの自己負担がありますから、補助をしないと進まないと考えています。

木全委員 そのあたりについて、どちらがいいという行政指導はしないということでしょうか？

山崎環境保全課長 先ほど申し上げたとおり区民の選択ですが、CO₂削減という観点なら太陽光パネルが望ましいということになります。

木全委員 CO₂（本事業）で遮熱塗装に助成が出ますが、それは壁面緑化をすれば必要ないもので、個人は緑化の方が断熱効果があると思います。経年変化する塗装より、緑化を推進した方がコストを抑えて同じ効果を得られるのではないのでしょうか。縦割りで横の連携がないのではないかという印象です。

山崎環境保全課長 壁面緑化は昨年度、本事業は20年度にスタートしたものです。壁面緑化をすれば塗装する必要はないというご指摘もありますが、CO₂削減の観点からは、私としてはどちらかと言えば遮熱の方が効果があると思います。他方、費用対効果の観点からは、たくさんの緑で覆って頂ければあるいはとは思いますが、まだ具体的にどちらが効果的であるかの評価はできていないので十分な評価ができていません。

岸本会長 どの工事、どの器具を対象に含めるのか、またそれでどれくらい効果があるのかを考慮して決められたと思います。その専門的なことをどのように決めたのでしょうか。専門家の委員に聞いたのか、国の基準に基づいているのか、はたまた墨田区独自のものなのか、教えて下さい。

山崎環境保全課長 外部の専門家ではなく、各企業さんの製品の効果など、例えば検査機関から入ってくるデータを受けて、1つの方法として遮熱断熱などを助成対象としています。

岸本会長 つまり独自で考えたということですね。

井上環境担当部長 緑化と太陽光どちらが環境によい影響があり、どちらに重点を置くかというお話ですが、緑化はCO₂を吸収するのに対し、太陽光は排出を抑制するもので、額だけでは捉えきれません。太陽光パネルの方が確かに額はかかりますが、額に対して自己負担がいくらかであれば導入できるのかを考えています。緑化でCO₂を吸収する場合、膨大な緑化面積が必要です。ゆえに、CO₂削減効果から考えた場合緑化がより効果的で、より力を入れなければならないものとは必ずしも言えないと考えています。

松本委員 塗装や緑化は技術的に日進月歩の分野ですが、区庁舎4階の展示も、そういう進歩を反映しないといけないと思います。また、ドイツでは自治体による環境共生住宅のモデルセットがありますが、墨田区でも施策的に一般の方へ公開し、情報提供するレベルまで踏み込んでもよいのではないかと思います。トータルな情報提供をして頂きたい。

山崎環境保全課長 前半部分のご指摘のとおりです。中身を検討し、もう少し見栄えのする、わかりやすいコーナーにすることを考えています。来年度以降次のステップとして、施策の効果を直接見せるものとして、雨水資料館みたいな建物がいいと思っています。区が提供してどなたかに住んで頂くというのは難しいですが、施設に省エネを組み合わせた建物は将来的にできればと考えています。

松本委員 ある地域を集中的にやるという動きがあればいいなと思います。

石出委員 事務事業評価シート（１）「実績をあらわす指標と実績値」について、20、21年度が「調査中」となっていますが、20年度のはまだわからないのでしょうか。また、いろいろな数値や計数があると思いますが、どのように出しているのでしょうか、簡単に教えてください。

山崎環境保全課長 都全部合わせたエネルギー消費量で出ている数値を基に、東京都が自治体や電力会社からもデータをもらって処理し、その処理に2、3年かかるため、最新が19年度となっています。具体的な処理方法まではわかりませんが、東京都がデータを集めて温室効果ガスの排出量を算定しています。

金谷委員 温室効果ガス8%削減が目標ですが、緑化事業同様メーカー品の展示になっている点が気になります。助成対象もメーカー品で、メーカーがCO₂排出削減効果を明確に出しているのが使いやすいのですが、例えば、ガス会社と電力会社がそれぞれ算出した削減効果は比較が難しく、かなり専門的に読みこまないとどちらがよいかはわかりません。要は、施策がものを並べて選んでもらうところで止まっており、使う側の身になって考えられていないということです。お金を使わず断熱した方が「守り」の省エネになる、パッシブな手法の方がより効果があるという専門家の指摘もあります。建物を取り巻くものに対して造詣の深い専門家、建築のフィナンシャルプランナーみたいな方がひとりいると墨田区の中でそれぞれの制度がうまくかみ合っていくのではないのでしょうか。

山崎環境保全課長 ご指摘のとおりです。私としてもパッシブな方法は効果が高いと思います。ただ、ものを選んでもらう際にメーカーや商品名ではなく、システムがもっている商品の性能をもって、助成対象にしています。ご指摘のとおり専門家に相談できればよいと考えています。建物で省エネをする場合は墨田まちづくり公社に相談頂ければと思います。

岸本会長 時間が参りましたので、本件はここまでとさせていただきます。次に3番目の雨水利用推進事業についてご説明をお願いします。

山崎環境保全課長 墨田区では、3つの理由から雨水利用に取り組んできました。1つ目の理由として、トイレ洗浄水等に雨水を活用して水資源の有効化を図ること。また、2つ目として、雨水を一時的に貯留し下水道に対する負荷を軽減し、下水の氾濫を防止し、都市型洪水を防止すること。3つ目の理由は、災害時に、貯めた雨水、飲み水には使えませんが、非常用の生活用水等として活用することが出来、防

災対策としても有効であることです。これは、昭和57年に職員からの提案を受け、当時の区長の指示により、両国国技館に1,000m³の雨水貯留槽が導入されました。58年には外手児童館が、墨田区初めての雨水利用施設として竣工しました。防災対策としては、63年には、家屋の前まで消防車が入れない場所への対策として、一寺言問防災まちづくりの中で生みだされた路地尊の2号基に雨水利用を導入しました。その後雨水利用国際会議を開催し、助成制度を発足し、平成13年にはすみだ環境ふれあい館の開館とともに雨水資料室を開設しました。平成20年には、「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例・同施行規則」により、努力義務的な形で指導を開始しました。

2「事業の概要」ですが、助成は3種類あります。(1)地中梁方式貯留槽は、1m³あたり4万円の助成で、限度額が100万円、(2)中規模貯留槽は、1m³以上の雨水タンクを対象としています。繊維強化プラスチックまたはステンレス製のものは1m³あたり12万円、高密度ポリエチレン製のものは1m³あたり4万5千円です。助成限度額は30万円です。(3)小規模貯留槽については、1m³未満の雨水タンク、大体200ℓになります。これは助成限度額4万円となっています。

これは進んで実施して頂ける部分もありますが、条例・要綱により指導しているものもあります。条例では、住戸数15戸以上、延べ床面積1,000m²以上、5階建ていずれかに該当する物件について、要綱では集合住宅に該当しない延べ床面積1,000m²以上の大規模建築物建設事業について、雨水利用、浸透舗装といった指導を行っております。なお、この条例・要綱による指導部分については(当方では)助成しておりません。

雨水利用の普及啓発については、雨水資料室の展示等を通して雨水利用の普及啓発を図っております。また、企業や市民団体との協力・連携により雨水利用の普及啓発を図っております。以上でございます。

岸本会長 しばらく議論が続きましたので、復習をしたいと思います。この委員会の使命は墨田区の内部評価を外部委員が評価することです。内部評価についてまず議論をして頂き、時間余ればその周辺で議論をして頂くということになりますので、よろしく願います。それでは如何でしょうか。

前田委員 この事業自体良い事業だと思いますが、どこまで貯めるか、貯めた結果水位が安定したか、また都の水道供給量が減って、時期的なバラツキが減ったとか、効果を示すものはないでしょうか。単に何リットル貯めたというだけでなく、その先の効果が何かあればと思います。

山崎環境保全課長 目標は当初1万5千m³としていたが、昨年度1万5千m³を超えて目標を達成しています。事業の前提として、災害時の生活用水として使用するという前提がよいと思っています。災害時には、飲料水とは別に生活用水として一人一日50ℓが必要と言われており、区民25万人分の3日間の量は37,500m³になり、今の2.5倍程度貯めるという目標です。他方、洪水対策として下水道の負荷の低減が考えられます。下水道は、時間当たり50mmに対応できるよう設計されています。このうち少しでも貯留することができれば、下水道の負荷が低減し都市型洪水を防ぐことができるという考え方です。ここで墨田区全域に降る雨の10mm分を貯留すると仮定しますと、墨田区の面積1,375haに10mmを掛けた雨水を貯留することになりますが、これを計算すると30万トンの容量が必要になりますので、これは現実的ではありません。

例えば、区庁舎では雨水利用率は約40%、多い年でも60%程度で、残りは水道水を使っています。

そのため、水道水の減量分が把握できれば雨水利用の効果が分かるはずです。また、標準的な家庭の水使用量は通常一日 250 リットル／人で計算いたしますので、4人家族ですと1日1トンの水を使用していることとなります。従って、墨田区の家庭の水道水の消費量がこれと比較してどれだけ少ないかが判明すれば、水道水の減量分が雨水によってまかなわれたこととなりますが、区全体の水使用量に影響を与えるほどの効果が現れるかは難しいところと考えております。それよりも、トイレの洗浄水や散水には飲用に適した水道水ほどの水質は要求されませんので、水の用途に応じた水質のグレードを選択することで、資源の有効活用を図っていきたいと考えております。

前田委員 わかりました。目標はいろいろ考えられているようですので、それなら評価シート等に反映して頂ければと思います。

大串副会長 本事業の理由は①水資源の有効利用、②下水の氾濫防止、③防災対策となっておりますが、環境保全課で治水や防災対策をやるものでしょうか。トイレの水を節水して有効利用するのは政策目標に合致していると思いますが、そこから治水や防災に広がるのは施策目標からズレていませんか。

山崎環境保全課長 ご指摘のとおり、もともとは水資源有効活用でスタートしましたが、その後、いろいろな方面での活用が考えられてきました。(その後、)防災で言えば、例えば学校のプールを生活用水として活用する案もあったが、雨水貯留槽の水の方が水質がよいので、せっかく貯めた雨水ということもあり優先的に活用しようということになりました。洪水防止も、平成2か3年に台風が錦糸町、両国を通過したことがあり、こうした取組が進めば洪水も治まるのではないかと考えています。

清水委員 小規模の貯留槽の雨水タンクについて、以前は町内で見かけた、天水尊という名称だったでしょうか、それを最近見かけません。その貯水は、災害時に利用できることも、道にまくことも、植木や緑地にまくこともできますが、最近みかけなくなった理由はあるのでしょうか。

山崎環境保全課長 天水尊は平成7年以降227件の助成を出し、平成8、9年あたりは毎年30近く増えていましたが、最近では設置が増えていません。背景には、設置する方が早めに取り組み、普及が一気に進んだということがあります。ご家庭の敷地が狭いと小さなタンクでも置き場所がないとか、また設置したところでどうその水を使うのかという問題もあり、次のステップを図りかねております。

石出委員 3万7千㎡という災害時に向けた(貯水量の)目標ですが、災害時に各家庭で使えるという前提かと思えます。しかし、1か所大きな(容量の)ところがあればそれだけ容量は増えるものの、例え目標値を達成しても現実として家庭では使えないということもあるのではないのでしょうか。

山崎環境保全課長 ご指摘のとおり、大きな貯留槽は大きな建物にしか設置できません。ただ、そうしたところが自分で賄うことができれば、それ以外に対して区の救援を回すことが出来、区が配布する部分はそれだけ限定できます。全体的に考えた場合には意味があることと考えます。

金谷委員 ゲリラ豪雨等もある中、街中に貯留施設があることはよいことです。他方、墨田区は都内ハザードマップにおいて評価が低いところがあり、こうした取組によって都市水害が減少しているという指標があれば、災害に強い街ということで、誇りが持てます。そうした効果を示す指標があれば住民は安心できると思いますが如何でしょうか。

山崎環境保全課長 資料があればPRしていきたいと思いますが、墨田区はここ10年大きなゲリラ豪雨に遭っておらず、実際起こったらどうなるのか把握できません。各施設の貯留量を把握することで、都市水害をどの程度防ぐことができるのかある程度定量的に捉えることはできるかもしれません。

松本委員 貯水槽からあふれたものが下水道に回るということかと思しますので、降水量に対して下水道にいなかった分の量をたとえば両国駅周辺などで都の水道局で調べて頂ければ判るのではないのでしょうか。

山崎環境保全課長 調べてみたいと思います。

田中副区長 雨水利用の効果について、今の段階で確たることは言えません。しかし15年くらい前に国際会議の議論を受け、区としてどういう施策を行うか検討をしました。その際に定量的な検討、つまりどれだけの雨水を貯留すれば、どれくらい有効活用でき、治水上どうかといった理論的な検討を行った経緯があります。その結果、かなりの規模で普及しないと顕著な結果はでないとなり、我々としてこれは100年の計でやらねばという結論になっています。そうした結果も参考にしたいと思います。

岸本会長 課長、副区長の回答を踏まえると、防災対策と貯水の利用という2つの効果、これを事務事業評価で活用すればというご意見だったかと思えます。設備にどれだけキャパシティがあればよいか等、専門的に研究する必要があると思えます。それ以外、どんな雨が降ったときにどれだけ貯留したか、記録を残す必要があります。加えて、貯水を利用していると思えますが、どのような用途にどれだけ使ったか記録を取っておく必要があると思えます。小規模のところは難しいかもしれませんが、大規模なところ、例えば国技館なら可能かと思えます。そういうことをすれば今までのご意見に対応できるのではないのでしょうか。

山崎環境保全課長 平成2年以降、貯留量と使用量のデータを取っています。先ほど区役所庁舎のトイレの雨水利用を50%と申し上げたのは、実態として、雨の多い年で60%使えて、少ない年は40%くらいしか使用できないということです。貯水の利用状況等の調査につきましては、今後大きな施設が区内にできますので、そうしたところの協力を得ながら進めていきたいです。

岸本会長 本件についてはこれまでとさせて下さい。次は4番目の資源回収事業に移ります。それでは事業の説明をお願いします。

佐藤リサイクル清掃課長 まず具体的に、集積所回収について、平成9年4月に東京都が、ペットボトルの店頭回収を、平成12年2月からはびん、缶、古紙の行政回収を開始しました。その際墨田区では、それまで週3回行っていた燃やすごみ収集のうち1回を古紙回収として、資源回収の日に割り当てることとしました。平成12年4月から都から清掃事業が移管となり、また平成18年10月からは資源物回収品目を拡充したところです。行政回収として、ビン、缶、ペットボトルの集積所での回収を開始した経緯があります。平成19年7月は廃プラの焼却を、東京湾の中央防波堤の埋め立ての逼迫などもあり、サーマルリサイクルを開始しました。

次に2「資源回収事業」ですが、(1)回収方法は、6区域において回収を行っており、具体的には表のとおりです。(2)「回収品目」も下の表のとおりです。(3)「回収業務委託内容」ですが、古紙、びん・缶、ペットボトル、発泡スチロール製食品トレーについて回収を委託しています、(4)「回収容器配布業務委託内容」は、コンテナ等の準備のための配布を行っています。(5)「資源化業務委託内容」については、古紙、びん・缶、カレット、これはびんを破砕したもの、そしてペットボトル、発泡スチロール製食品トレー、色・柄付食品トレーをそれぞれ委託しています。

3「資源回収実績について」ですが、古紙、びん・缶、ペットボトル等について実績は表のとおりとなっており、課題としては、古紙について近年回収量が減っていることが挙げられます。4「今後の取り組み(課題)について」ですが、今後は人口の増加、区民が25万人になりましたが、これは基本計画で計画していた以上の人口増となっています。ただ、その中でもごみの量は減少しており、ごみの減量の目標値は達成しましたが、資源化の目標は平成27年で20%の達成を目標としており、もう少しで20%に到達というところまで来ています。なお一層ごみがゼロになるまで資源化を進めていきたいと考えております。

岸本会長 ありがとうございます。本事業についてご意見いかがでしょうか。

前田委員 別紙資料の1番後ろ、「委託費等と資源売却費」で、ペットボトル売却量が平成20年度にかなり減り、21年度はゼロになっていますが、これは売れなくなったということなのでしょうか。

佐藤リサイクル清掃課長 ペットボトルの買い取り費用が21年度に0円になってしまい、現在「逆有償」ということで0円でも引き取って頂けないという状況になっています。

前田委員 そうなると、事業として継続した方がいいのか止めた方がいいのか、どうお考えでしょうか。引き取ってくれない分はどうするのでしょうか。

佐藤リサイクル清掃課長 継続した方がよいと考えております。なぜなら、ペットボトルの量自体は昨年比2割増と、量が増えています。今年は特に夏の暑さもありますが、それらが全量ペットボトル工場に焼却として入った場合はごみ量として影響が大きいからです。

引き取ってもらえない分については、容器包装リサイクル法の関係で容器包装リサイクル協会を通じて、企業側も自治体もそれぞれお金を出して、そこで契約をしてリサイクルは進んでいます。

前田委員 リサイクル自体はされるということですね。

豊田委員 今後発泡スチロール等も含めて回収するのでしょうか。

佐藤リサイクル清掃課長 今後は、今現在の資源化品目よりも品目を増やしていきたいという考えです。発泡スチロールも有力な選択肢です。

清水委員 古紙回収ですが、新聞は若い人やお年寄りの1人暮らしは購読しない人が多いようです。購読者の減少も念頭に置いておかないと、回収事体が空回りしてしまうこともあるのではないのでしょうか。

佐藤リサイクル清掃課長 実際に区民意識調査を、過去18、20年に2回実施しましたが、その中で新聞購読の割合が5%程度減っており、一概に持ち去りだけが原因ではないと思います。ただ、実態として購読者の落ち込みがどの程度か数字として表わせないこともあり、持ち去りを主要因としています。

もう1つ、景気が悪くなって新聞広告が減っていますが、広告は新聞の相当量を占めるため、新聞量減の要因であると考えています。

清水委員 新聞の折り込み広告の代金が、自宅近くの販売店で10年前に3000円だったが、今年は1500円にまで下がっており、さきほどの数値より（減少が）大きいと捉えています。資源回収する古紙は、回収を週1回から2週に1回に減らしてもいいのではと思っていますが如何でしょうか。

佐藤リサイクル清掃課長 新聞の回収は現在、集団回収と行政回収の2つがあり、うち集団回収は月1、2回程度、町会に重点的に回収してもらっています。回収日数を減らすと燃やすごみに新聞を出す人が増えるという状況が過去にあったため、18年度から行政回収で回収してきた経緯があります。先々は回数減も考慮に入れなければなりません、18年度に変更したばかりで、すぐには取り上げられないかなと考えています。

木全委員 ペットボトルの料金がゼロ円にという状況は多分続くと思います。ゼロ円になると効果を示す指標がなくなってしまうため、別の指標、CO₂の削減の観点など、別の指標を設定した方がよいのではないのでしょうか。

佐藤リサイクル清掃課長 市況価格ですので先行きはよくわかりませんが、中国経済がますます発展していくようなことがあれば、またペットボトルの値段も上がっていくと考えています。

有償かどうかはひとつの指標になりえますが、これはあくまで行政コストの指標です。ご指摘のCO₂削減などは大きなメインの指標になっていくかもしれません。

松本委員 今後、レアメタルについての取り組みは如何でしょうか。

佐藤リサイクル清掃課長 レアメタルを多量に含む携帯音楽プレーヤーは、現時点では回収については

乏しい状況です。都内では環境省肝いりで八王子市と江東区が国指定で試験的に回収を開始しています。そうした取組を受け、リサイクルルートが構築され、23区にもシステムが広がった段階で考えていきたいと思っています。

大垣委員 別紙資料「経費－売却料」が税金の使われている実質金額と理解していますが、19、20、21年度の差額の推移について、何か経緯はあるのでしょうか。また、税金を4億1千7百万円使っているところ、それだけお金をかけてどれほどの効果なのかわかりにくいのでご説明をお願いします。

佐藤リサイクル清掃課長 別紙資料ですが、委託費と資源売却費ということで相対的な数字をお示ししています。経費はいわゆる行政経費で、税金が投入されたもの、それに資源化の売却経費が歳入として入ってきますので、差し引くとリサイクルの純然たるコストということになります。

大垣委員 それはわかりますが、回収システムや委託先に無駄がなく効率的に使用されているか確認するためには、差額でなく経費を見る必要がありますが、そこがわかりにくいかなと思っています。それがわかるものは何かありませんか。

佐藤リサイクル清掃課長 指標化するのには非常に困難です。ただ、経費全体のコストは対前年、対前々年で高くなっているというのがあるので、それを指標に、参考にしながらコスト削減をしていかなければと考えています。

佐々木委員 事務事業評価シートの4. 総合評価は「D」で、評価の理由としては中間処理とか経費効率を見直したいと書かれています。そして具体的な方法として、施策評価シートの2. 「1『成果指標』以外に施策の進捗状況を示す指標」の、「作業計画車両台数の減」とか「正規職員の退職不補充」とか、こういうことで具体的に経費削減を進めて行くのかと思ったのですが、正しい読み方を教えて下さい。

もう1つ、目標の中で「埋立処分場の延命化を図る」と敢えて明記されていますが、その実績値は触れられていません。難しいとは思いますが、敢えてそう書くのであれば、それに対する実績や目標を明記する必要があるのかなと思いました。

ただ、全体としては政策の目標と何をするのか、因果関係が簡潔にまとめて頂いていて、これまでの事業の中で一番読みやすかったと思います。

佐藤リサイクル清掃課長 1点目ですが、資源回収事業はごみ減量化には非常に効果が高いと考えていますが、他方、まだまだ事業としてコスト削減の余地があるとも考えています。具体的には、例えば食品トレイは回収量が非常に少ない割に高額な回収・運用経費かかり、問題と考えています。議会のご意見もあり、中間処理にこれまで1500万円近くかかってきたところ、来年度これを削減する予定です。このように計画を見直すと無駄が見えてきますので、そういう部分で努力していきたいと思っています。

2点目の埋立処分場の延命化について、これも23区全体で埋立量がどのくらい減ったか数字が出ていますが、この数字はかなり大きいもので、資源回収事業だけでこの埋立処分量が減ったかとは言えず、主にサーマルリサイクルをした結果であると考えています。従いまして、この数値を出すのは好ましく

ないということを出しておりません。

木全委員 今までの議論では一致していた課長と部長の評価について、本事業では課長が D で部長が A と評価が異なりますが、何が理由でしょうか。

井上環境担当部長 私としては、コスト削減を図りながらやるのが当然と考えており、削減しながら拡充していくことで資源回収量を増やしていくという意味で A にしました。担当課長は「コスト削減しながら」という点に重点を置き、私は拡充に重点を置きました、その結果です。

岸本会長 ありがとうございます。時間が参りましたので、次の 5 番目「資源持ち去り及び不法投棄防止対策事務」についてご説明をお願いします。

佐藤リサイクル清掃課長 「資源物持ち去り及び不法投棄防止対策」についてご説明します。平成 14、15 年くらいから「持ち去り」が目につくようになり、平成 17 年度より警備会社にパトロール実施の委託をしました。平成 18 年 10 月からは資源回収品目を追加し、この年に「墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例」を改正して、持ち去りに対して、資源物を区の所有物と規定し、収集・運搬を禁止する規定を設けました。しかし、条例改正にも関わらず、不況で生活に困窮する方が増えた影響かもしれませんが、持ち去りは増加の一途を辿りました。これを受け、本年 6 月にさらに条例を改正、罰則規定を設けました。罰則規定は 10 月 1 日から施行されますので、今後罰則適用を持ち去りに対する抑止としていくことを考えています。

また、不法投棄ですが、今まで職員や地域推進委員にパトロールをお願いしてきましたが、不法投棄は夜間など人の目につかない時間に行われるため、なかなか防止対策にならない状況です。抜本的に対策が見いだせない状況ですが、今年から資源回収業者に資源を回収しながらのパトロールをお願いしました。発見したときにはすぐ通報してもらえるシステムを導入しています。

資源持ち去りに対して職員や警備会社によるパトロールを実施してきましたが、効果が薄く、一向に収まりません。また、本年 4 月から回収業者に朝 7 時半からパトロールと、既に出されている資源物を先に回収することをお願いしています。結果として、回収は 4 月 27%、5 月 22%、6 月 14% の前年度増と成果が出ております。

今後の課題ですが、10 月から罰則規定が適用され 20 万円の罰金ということになりますので、広く区民の方々にも周知して、持ち去りを撲滅させていきたいと考えております。以上です。

岸本会長 ありがとうございます。委員の皆さん如何でしょうか。それでは私から質問。持ち去られた先はどこへ行くのか教えて下さい。

佐藤リサイクル清掃課長 持ち去られた後は中間処理業者かどこかへ集められ、おそらく輸出業者が中心かと思います。行き先について追跡はしていますが、なかなか掴めません。

高原委員 隅田川沿いに住んでおり、アルミ缶や新聞、段ボールなど出したそばから持ち去られてしま

います。それが路上生活者の方の収入ということも皆さんご存じですね。職もなく、路上生活者の方に余り厳しくすることは是非というのも問題提起としてはあるのかなと思います。

佐藤リサイクル清掃課長 ご指摘のとおり、ブルーテント生活の方にとってアルミ缶は生活の糧だと思います。ただ、我々として「いけないことはいけない」という態度は貫いていきます。罰金は、他区から大きなトラックで来て古紙を根こそぎ持ち去るような者を運用上メインターゲットに考えています。

清水委員 具体的に条例が改正になって今年10月から施行されると、その取り締まりは警察がやるのでしょうか？

佐藤リサイクル清掃課長 区長が警察に告発することになります。

清水委員 追跡や、現場視察の積み重ねを経て告発するということになるのでしょうか。

佐藤リサイクル清掃課長 条例上、まずは職員が禁止命令を出します。次に、写真やビデオで顔を撮って、住所・氏名も控えていますので、次に行った場合は告発することになります。その前に警告書等も出し、広く周知しながら、まずはやめてもらうことを前提に進めて行くつもりです。

清水委員 回収ボックスから持ち去られないよう、蓋をする等はできないのでしょうか。

佐藤リサイクル清掃課長 回収個所が多いので、回収ボックスが簡易なものでないとなかなかうまく回収できない事情もあります。強固なもので折りたたみできるものというのは難しいです。ただ、持ち去られない前提で方策を考えていきたいと思います。

岸本会長 事務事業シートでは、持ち去り関係の指標のみで不法投棄の指標が見当たりません。これはなぜでしょうか。

佐藤リサイクル清掃課長 不法投棄の指標については、不法投棄の個数は出るのですが、なかなか指標らしい指標が立てにくいというのが正直なところです。

岸本会長 確かに不法投棄しているところを見つけなければならないですから、見つける努力をすればするほど増えるというもおかしいですね。しかし、せっかく2本柱が立っているのですから、何か実績がわかるような指標が建てられたらよいのではないのでしょうか。

佐藤リサイクル清掃課長 これから地デジ移行によってテレビの不法投棄も増えるのではと危惧しています。これまでの状況から、今後の傾向をつかんでいくべきだと思っています。ただ、一応実態は把握していますので、それに従って計画や対策を国ぐるみで進めていきたいと考えています。

石出委員 不法投棄の対策について具体的にどのような対策があるのでしょうか。出されてしまった場合はどうするのでしょうか。

佐藤リサイクル清掃課長 人が見ていないときに捨てられてしまうため、不法投棄の防止は非常に困難です。我が国の法体系が、不法投棄されやすいものになっていることもあります。不法投棄は罪が重く、懲役刑または高い罰金ですから、自治体は、そういう内容の看板を貼るなどして啓発していくしかない現状は思っています。また、不法投棄されてしまったものの処分は残念ながら税金で賄っています。

井上環境担当部長 不法投棄に関わる処分については公有地の場合と私有地の場合とで違っております。公有地ではまず警告書を貼って撤去を促し、撤去しない場合はやむを得ず行政側で処分します。他方、私有地の場合、不法投棄された場合、原則所有者が処分することになります。

松本委員 軽トラで回っている資源回収業者がありますが、区としてそこから先どこに行っているかわかりますか。そのまま不法投棄されている可能性もあるのではないのでしょうか。

佐藤リサイクル清掃課長 無許可で粗大ごみ回収をしている業者が問題で、回収されたもののルートをはっきりしてもらえばいいのですが、不法投棄されることも想定できるので、現状としてはどのように処分されているか把握できていません。廃棄物処理法上では、粗大ごみの収集は自治体がやることになっており、許可申請があっても許可は出せません。

岸本会長 時間ですので、最後の「粗大ごみ収集・運搬」に移りたいと思います。

笠原すみだ清掃事務所長 「粗大ごみ収集・運搬」についてご説明します。昭和46年に東京都が粗大ごみの収集・運搬を開始しました。区では、平成12年に東京都から清掃事業が移管され、以降粗大ごみの収集運搬をやっています。平成18年から、事業を拡大して日曜収集業務の民間委託と、日曜持込分の受付を新たに設置しました。平成20年度からこの事業全てを民間事業者へ全面委託しました。ただし受付業務については、従前より東京都環境整備公社が運営する粗大ごみ受付センターに委託しております。粗大ごみの収集・運搬の業務委託により、区が直営で実施するよりも経費を節減し、日曜収集を可能として申込みから収集までにかかる期間をできる限り短縮することでサービス向上を図っています。

事業内容ですが、家庭から排出される粗大ごみの収集運搬は受付から1週間で行うように東京都環境衛生事業協同組合墨田区支部に委託しております。申し込みした方は粗大ごみの処理に応じた額の粗大ごみ処理券を購入して、貼り付けて排出して頂きます。受託者が収集して中央防波堤処理場に収集・運搬しています。また、受託者には付帯事務として、粗大ごみ収集に係る苦情受付、日曜日における持込受領業務等をやってもらっています。粗大ごみ処理券歳入状況は①、粗大ごみ処理件数は②のとおりとなっています。4「今後の取組（課題）について」ですが、申込から収集まで1週間としていますが、大掃除、転勤、転居などで申込件数が多い時期は受け付けられないこともあります。しかし、収集件数は年々増加する傾向にあるため、受付から収集までの期間を維持・短縮するように委託業者を指導して

改善していきたいと考えております。

岸本会長 ありがとうございます。本件が最後になりますのでよろしく申し上げます。私から質問させていただきますが、シートの真ん中の「指標の説明」について、これらの指標が大きくなったらいいのか、または小さくなったらいいのか、どう読んだらいいのか教えて下さい。

笠原すみだ清掃事務所長 増えることがマイナス、とご理解下さい。

前田委員 今のご説明ですと、業者が処理件数を減らすインセンティブがあるのかなと思いますが、契約上の対応はどうなっているのでしょうか。

笠原すみだ清掃事務所長 申し込みから1週間以内に収集して下さいという契約になっています。

前田委員 平成21年度の「1週間で収集できた割合」は85%ですが、これが何%まで減ったら支払額を減らすといった仕組みはないのでしょうか。

笠原すみだ清掃事務所長 1週間以内に100%となる方法を現在は指導しております。

前田委員 現状では処理件数を減らしても業者側に全くメリットがない契約で、業者の善意に頼るのに近い形になっています。入札などにおいて悪徳業者、例えば自分たちの手間を減らそうというような業者もいるので契約内容を考えた方がよいのではないのでしょうか。

笠原すみだ清掃事務所長 契約は東京都環境衛生事業協働組合墨田区支部との随意契約となっています。1週間で収集できた割合を100%にして頂くということで今のところ指導しています。

大垣委員 20年度の委託経費が1億5700万円、1週間で収集できた割合が80%で、これは回収率が良いという査定をされていると思いますが、査定は誰が行い、どういう視点で効率がよいと判断したのでしょうか。根拠がわかりません。もう1つ、手数料の歳入に占める割合を教えてください。

笠原すみだ清掃事務所長 1つ目について、19年度までは直営で行っており、経費は1億9千万円程度でした。これが、業者委託後は1億5千万円程度になった、という計算をしています。2つ目の歳入は、区の収入として、こちらの3割あるということです。

大垣委員 実際は

笠原すみだ清掃事務所長 区の持ち出しは2/3である。

清水委員 再利用の費用ももらえるのでしょうか。粗大ごみでも結構使えるようなものもあると思いま

すが、これをストックして配ったりはしているのでしょうか。

笠原すみだ清掃事務所長 業者に支払っているのは収集・運搬経費のみです。鉄やアルミはリサイクルに回し、粗大ごみの中で使える物は錦糸町リサイクルセンターで手を加え、抽選により無償でお渡ししています。

松本委員 手数料、歳入が増えている状態でインセンティブが働かない。今後どうするのか。

笠原すみだ清掃事務所長 区直営時代は2、3週間待たせるのが当たり前という状態でしたので、委託にあたり1週間という条件を設けました。収集にインセンティブを与えるべきかどうかはもう少し検証してみないとわかりません。毎日毎日違う場所に収集に行くのでルートが定めにくく、またまだまだ無駄な動きが見られると認識しており、そこを整理してから検証を行っていきたいです。

松本委員 わかりました。1回目でも指摘しましたが、事務事業評価シートに「歳入」の欄を設けて書いて頂いたらよいのではないのでしょうか。

岸本会長 専門家委員会でも出た議論です。区の純粋な負担が分かればよいという話で、改善できるようなら対応をお願いします。

石出委員 施策評価シートの成果指標が「対16年度実績比」となっているのはどうしてなのでしょうか。

中山企画・行政改革担当課長 1点目について、歳出－歳入＝区の持ち出しというご説明はしておりません。本事業の「1.5億円」は区の歳出であり、歳入から歳出を差し引いたものではありません。ただ、歳入を差し引いた一般財源を記入すべきというご指摘はごもっともですので、今後検討して参りたいと思います。

井上環境担当部長 2点目の実績値について、なぜ対16年度実績比なのかというご質問ですが、本事業の計画期間は17年度から27年度までの10年計画で作っているため、前年の16年度実績との比較で目標を定めたものです。

岸本会長 ありがとうございます。お時間ですので討論はここまでとさせていただきます。一部の事業で発言が多くて全ての方にご発言頂けず申し訳ありません。次回等について事務局よりご説明下さい。

中山企画・行政改革担当課長 活発なご議論ありがとうございます。まず、本日の評価についてですが、本日は6つの事務事業について評価して頂きましたが、それぞれについて委員の皆さまの考え方をまとめて下さい。あわせて、言い足りなかった部分があればあわせてお願いします。以上については、8月30日、次回会合までにメールまたはファックスで事務局までお送り下さい。

次回は8月30日（月）午後6時30分から開催します。産業観光部所管の事務事業について、評価をしていただく予定です。

岸本会長 以上です。長時間ありがとうございました。

以上